

＜月次報告様式＞

別表第2 令和7年度 公文書開示（12月決定分）

10	R7.12.8	R7.12.16	東京消防庁が発注した経年防火水槽再生調査設計その1その2その3の成果品5経年防火水槽再生工事その1その2その3の成果品の文書を対象公文書	90	1												防災部水槽課	
11	R7.11.21	R7.12.3	[1] 消防官 I類(1回目)採用試験(令和7年9月11日実施) [2] 消防官 I類(2回目)採用試験(令和7年9月7日実施) [3] 消防官 II類(1回目)採用試験(令和7年9月7日実施) [4] 職員 I類(事務)採用試験(令和7年4月20日実施) [5] 職員 I類(技術)採用試験(令和7年4月20日実施) [6] 職員 III類(事務・技術)採用試験(令和7年9月14日実施) [7] 障害者を対象とする職員 III類(事務)採用選考(令和7年9月14日実施) 上記試験及び選考の教養試験の受験者数、平均点、最高点、最低点及び問題数	7	1												人事部人材課	
12	R7.10.7	R7.12.11	○○説明書(○○通知書) ○車(○車)多摩○○	2	1				1					(7条3号) 法人の事業の技術開発に関する情報であって、公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれるものであるため			東京消防部装備部装備課	
13	R7.10.22	R7.12.16	令和7年〇月〇日〇時〇分頃発覚した災害における〇に記録された〇〇	1	1			1						(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため			東京消防部装備部装備課	
14	R7.12.22	R7.12.25	令和8年東京消防出初式指定車両一覧(案)	4	1												東京消防部装備部装備課	
15	R7.11.26	R7.12.8	葛西消防署葛西第2救急の救急出場(〇〇)に関する、様式第35号小隊活動記録票、様式第36号傷病者記録票(基本情報)及び様式第36号の2傷病者記録票(観察・救急処置)	3	1			1						(7条2号)個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため			東京消防部救急部救急管理課	
16	R7.11.27	R7.12.8	京橋消防署京橋救急の救急出場(〇〇)及び京橋消防署銀座救急の救急出(〇〇)に関する、様式第35号小隊活動記録票	2	1			1						(7条2号)個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため			東京消防部救急部救急管理課	
17	R7.9.25	R7.12.23	令和6年9月1日から同月20日までの期間における、豊島区内に出場した救急隊の〇(〇〇)	1	1			1						(7条2号)個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため			東京消防部救急部救急管理課	
18	R7.11.4	R7.12.5	〇丁目〇番〇号救助活動・危険排除概要	1	1			1	1					(7条3号) 法人の事業の技術開発に関する情報であって、公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれるものであるため (7条6号) 警報機が公表していない情報であって、本件の災害対応のために特に必要であるとして提供されたものであり、公にすることによって、提供元との信頼が損なわれることから、条例第7条第6号に該当する。				警防部救援課
19	R7.11.19	R7.12.9	令和7年〇月〇日に東京都江戸川区〇丁目〇番で発生した危険排除事業に関する災害概要資料、消防活動総括表、指揮活動表及び小隊別活動表	5	1			1						(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため 個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。			警防部特災災害課	

29	R7.11.18	R7.12.1	○(東京都三鷹市〇丁目〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和6年6月6日6鷹予(報)第216号)	19	1				1							(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	東京消防庁 予防部査察課
30	R7.11.19	R7.12.2	○(東京都中野区〇丁目〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和7年9月30日7野鷹(報)第91号)のうち「別記様式第1 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書」及び「別記様式第2 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果総括表」(その1)	2	1												東京消防庁 予防部査察課
31	R7.11.19	R7.12.2	○(中野区〇一〇一〇)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書					1								当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	東京消防庁 予防部査察課
32	R7.11.20	R7.12.2	○(東京都八王子市〇町〇番地〇号)に係る立入検査結果通知書(令和2年3月13日交付)	2	1												東京消防庁 予防部査察課
33	R7.11.20	R7.12.2	○本社工場(東京都八王子市〇町〇番地〇号)に係る立入検査結果通知書(令和2年3月13日交付)	2	1				1							(7条3号) 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる認められるものであるため。	東京消防庁 予防部査察課
34	R7.11.6	R7.12.4	○(東京都中央区〇丁目〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和7年5月28日7京銀(報)第81号)	264	1				1	1						(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条3号) 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる認められるものであるため。	東京消防庁 予防部査察課
35	R7.11.23	R7.12.4	○(東京都江戸川区〇丁目〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和7年11月17日7岩予(報)第1034号)	5	1				1							(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	東京消防庁 予防部査察課
36	R7.11.25	R7.12.8	○(東京都練馬区〇丁目〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和7年1月6日6光予(報)第995号)	11	1				1	1						(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条3号) 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる認められるものであるため。	東京消防庁 予防部査察課
37	R7.11.28	R7.12.8	○(東京都世田谷区〇丁目〇番〇号)に係る以下の公文書 (1) 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和6年9月9日6成予(報)第889号) (2) 立入検査結果通知書(平成19年4月26日交付)	22	1				1	1						(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 個人に関する情報で特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条3号) 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる認められるものであるため。	東京消防庁 予防部査察課

38	R7.11.28	R7.12.8	○(東京都世田谷区〇丁目〇番〇号)に係る防火対象物点検結果報告書			1							当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	東京消防庁 予防部査察課
39	R7.12.1	R7.12.11	○(東京都新宿区〇町〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和7年10月24日7牛予(報)第885号)のうち、「別記様式第1 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書」、「別記様式第2 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果総括表」及び「不具合リスト」	4	1			1					(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	東京消防庁 予防部査察課
40	R7.12.8	R7.12.11	○(東京都千代田区〇丁目〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和4年6月8日4趣予(報)第250号)	6	1									東京消防庁 予防部査察課
41	R7.12.2	R7.12.15	○(東京都新宿区〇町〇番地〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和6年9月6日6牛早(報)第61号)	21	1			1	1				(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条4号) 公にすることにより、内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁 予防部査察課
42	R7.12.3	R7.12.15	○(東京都墨田区〇丁目〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書			1							当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	東京消防庁 予防部査察課
43	R7.12.3	R7.12.15	○(東京都江東区〇丁目〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和7年3月11日6城予(報)第1940号)のうち「別記様式第1 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書」及び「別記様式第2 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果総括表(その1)」	2	1			1					(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	東京消防庁 予防部査察課
44	R7.12.3	R7.12.15	○(東京都江東区〇丁目〇番〇号)に係る防火対象物点検結果報告書			1							当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	東京消防庁 予防部査察課
45	R7.12.8	R7.12.15	○(東京都小金井市〇丁目〇番)に係る禁止行為の解除承認申請書(平成28年2月15日27小金予(障)第8号)	12	1			1	1				(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため。	東京消防庁 予防部査察課
46	R7.12.2	R7.12.16	○(東京都品川区〇丁目〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和6年11月12日6荏予(報)第1043号)	22	1			1					(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	東京消防庁 予防部査察課

47	R7.12.4	R7.12.18	O(東京都北区〇丁目〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和5年11月21日5羽予(報)第669号)	19	1			1					(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	東京消防庁 予防部査察課
48	R7.12.8	R7.12.18	O(東京都杉並区〇丁目〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和6年12月9日6荻予(報)第1530号)	10	1			1					(7条3号) 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるものであるため。	東京消防庁 予防部査察課
49	R7.12.11	R7.12.18	O(東京都足立区〇町〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和6年4月22日6千予(報)第56号)	28	1			1					(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	東京消防庁 予防部査察課
50	R7.12.14	R7.12.23	O(東京都杉並区〇丁目〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書			1							当該公文書は、令和5年7月20日に受理した1年保存の公文書であるため、令和7年度に廃棄済みであり、実施機関に存在しない。	東京消防庁 予防部査察課
51	R7.12.18	R7.12.24	O(東京都文京区〇丁目〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和7年3月25日6郷予(報)第1410号)	19	1									東京消防庁 予防部査察課
52	R7.12.16	R7.12.26	(1) O(東京都台東区〇丁目〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和7年10月17日7上予(報)第1075号) (2) O(東京都台東区〇丁目〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和6年4月12日6上予(報)第44号)	30	1			1					(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	東京消防庁 予防部査察課
53	R7.10.7	R7.12.4	火災調査書類(令和7年9月29日7渋恵第48号)のうち、火災調査書及び出火原因判定書	14	1			1		1			(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできない。公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条6号) この情報は、地元に知られるこことはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 この情報は、当庁が行う火災調査業務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部調査課

54	R7.10.7	R7.12.3	火災調査書類(令和7年7月30日7赤予第104号)のうち、火災調査書		2	1			1		1		(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部調査課
55	R7.10.10	R7.12.8	火災調査書類(令和7年9月19日7世予第203号)のうち、火災調査書		2	1			1		1		(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条6号) この情報は、他に知られることはないとされる状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部調査課
56	R7.10.16	R7.12.16	火災調査書類(令和7年9月25日6麹永第242号)のうち、火災調査書		2	1			1		1		(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条6号) この情報は、他に知られることはないとされる状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部調査課
57	R7.10.20	R7.12.22	火災調査書類(令和7年9月30日7王予第116号)のうち、火災調査書		2	1			1		1		(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条6号) この情報は、他に知られることはないとされる状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者がそれを知つていて、場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部調査課

63	R7.9.18	R7.12.2	○(北区〇一〇一〇)に係る消防用設備等設置届出書(平成16年11月9日 赤羽消防署第291号)の鑑、平面図及び系統図	4		1			1	1			この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)第7条第2号に該当する。また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
64	R7.11.14	R7.12.3	○(世田谷区〇一〇一〇)に係る消防用設備等設置届出書(平成8年11月25日第484号)に添付された系統図及び平面図	10	1									東京消防庁予防部予防課
65	R7.11.15	R7.12.3	○(練馬区〇一〇一〇)に係る消防用設備等設置届出書(平成6年7月1日第316号)に添付された放送設備系統図・機器図及び弱電設備平面図	16	1									東京消防庁予防部予防課
66	R7.11.19	R7.12.4	○(町田市〇町〇一〇)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(令和6年11月19日 町田消防署西町田出張所第16号)	9		1				1			この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)第7条第2号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
67	R7.11.28	R7.12.4	○(豊島区〇一〇一〇)に係る防火対象物使用(変更)届出書(平成13年2月14日豊島消防署予防課第368号)に添付された立面図、断面図及び各階平面図	9	1									東京消防庁予防部予防課
68	R7.11.23	R7.12.4	○(文京区〇一〇(住居表示)、文京区〇一〇一〇(地番))に関する建築計画について、東京消防庁が令和6年1月1日以降に事業者と協議を行った文書及び事業者との協議についての検討等を行った文書(決裁文書を含む。)				1						実施機関で作成し、又は取得していないため存在しない。	東京消防庁予防部予防課
69	R7.11.26	R7.12.4	○(港区〇一〇一〇)に係る防火対象物使用(変更)届出書(平成10年10月29日 高輪消防署予防課第115号)の鑑及び各階面積表	2	1									東京消防庁予防部予防課
70	R7.11.14	R7.12.4	○(新宿区市〇町〇一〇一〇)に係る防火対象物使用(変更)届出書 その1(平成5年3月15日牛込消防署予防課第33号)一式及び検査結果書	18	1	1	1	1	1	1			この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)第7条第2号に該当する。また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。当該公文書は実施機関で届出されていないため、存在しない。	東京消防庁予防部予防課

79	R7.11.20	R7.12.11	○(渋谷区代官山町〇ー〇)に係る以下の公文書(個人情報及び印影を除く) (1)防火対象物使用開始届出書(令和4年9月28日 渋谷消防署予防課第1110号) (2)消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(消火器 令和4年11月28日 渋谷消防署予防課第2457号) (3)消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(自動火災報知設備 令和4年11月28日 渋谷消防署予防課第2457号) (4)消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(放送設備 令和4年11月28日 渋谷消防署予防課第2457号) (5)消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(誘導灯 令和4年11月28日 渋谷消防署予防課第2457号)	66	1										東京消防 予防部予 課
80	R7.12.2	R7.12.11	○(世田谷区〇ー〇ー〇)に係る以下の公文書(個人情報及び印影を除く) (1)消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(令和6年4月24日 世田谷消防署松原出張所第3号) (2)消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(令和6年4月24日 世田谷消防署松原出張所第4号) (3)消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(令和6年4月24日 世田谷消防署松原出張所第2号)	18	1										東京消防 予防部予 課
81	R7.10.30	R7.12.12	○(八王子市駄町〇ー〇ー〇)に係る以下の公文書一式及び検査結果書 1 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成18年12月21日八王子消防署予防課第637号) 2 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成18年12月14日八王子消防署予防課第614号) 3 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(自動火災報知設備)(平成18年12月21日八王子消防署予防課第625号) 4 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(消防機関へ通報する火災報知設備)(平成18年12月18日八王子消防署予防課第622号) 5 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(避難器具)(平成18年12月21日八王子消防署予防課第638号) 6 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(誘導灯)(平成18年12月18日八王子消防署予防課第615号)	104	1	1	1	1	1					1. この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、入居者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)以下(条例)といいます。第7条第4号に該当する。 この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 2. 当該公文書は実施機関に届出されていないため、存在しない。	東京消防 予防部予 課
82	R7.11.10	R7.12.12	1. ○(町田市原〇ー〇ー〇)に係る以下の公文書一式及び検査結果書 (1)防火対象物使用開始届出書(令和4年3月30日町田消防署予防課第367号) (2)消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(消火器)(令和4年4月12日町田消防署予防課第16号) 2. ○(渋谷区〇ー〇ー〇)に係る以下の公文書 (1)防火対象物使用開始届出書(令和2年8月14日渋谷消防署予防課第557号)一式及び検査結果書 (2)消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(消火器)(令和2年9月28日渋谷消防署予防課第1205号) (3)消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(自動火災報知設備)(令和2年9月28日渋谷消防署予防課第1205号) (4)消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(誘導灯)(令和2年9月28日渋谷消防署予防課第1205号) 3. ○(新宿区〇ー〇ー〇)に係る以下の届出書に基づく検査結果書 (1)防火対象物使用開始届出書(令和4年9月2日新宿消防署防火安全対策係第111号) (2)消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(消火器、自動火災報知設備、誘導灯)(令和4年9月29日新宿消防署防火安全対策係第221号) 4. ○(新宿区〇ー〇ー〇)に係る以下の公文書一式 (1)防火対象物使用開始届出書(令和3年6月25日四谷消防新宿御苑出張所第19号) (2)消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(消火器)(令和3年7月12日四谷消防署新宿御苑出張所第16号) (3)消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(自動火災報知設備)(令和3年7月16日四谷消防署新宿御苑出張所第17号) (4)消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(誘導灯)(令和3年7月16日四谷消防署新宿御苑出張所第17号)	194	1	1	1	1	1					1. この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)以下(条例)といいます。第7条第2号に該当する。 また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。 2. 検査を省略しているため、または、実施機関へ届出されていないため、存在しない。	東京消防 予防部予 課
83	R7.12.2	R7.12.12	台東区〇ー〇ー〇(〇〇〇)の防火対象物に係る防火対象物使用開始届出書							1				当該公文書は実施機関に届出されていないため、存在しない。	東京消防 予防部予 課
84	R7.12.4	R7.12.12	○(世田谷区〇ー〇ー〇)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(令和4年3月7日 玉川消防署予防課第348号)	3	1										東京消防 予防部予 課
85	R7.11.20	R7.12.12	○(○ 台東区〇ー〇ー〇)に係る防火対象物使用(変更)届出書その1(昭和58年7月2日 浅草消防署予防課第52号)	30	1									この情報は、公にすることにより、建物内部への犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)以下(条例)といいます。条例第7条第4号に該当する。	東京消防 予防部予 課

86	R7.12.5	R7.12.16	○(港区〇ー〇ー〇)に係る以下の公文書(個人情報及び印影を除く) (1) 防火対象物使用(変更)届出書その1(昭和59年11月22日 麻布消防署予防課第305号) (2) 消防用設備等検査済証(設置届出付昭和59年8月7日 麻布消防署第489号)	31	1	1			1	1				この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、お個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)第7条第2号に該当する。 また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
87	R7.12.4	R7.12.16	○(渋谷区〇ー〇ー〇)に係る以下の公文書(個人情報及び印影を除く) (1) 防火対象物使用開始届出書(令和7年10月2日 渋谷消防署予防課第1207号) (2) 観覧図文は展示場における催物の開催届出書(令和7年10月2日 渋谷消防署予防課第135号)	2	1									東京消防庁予防部予防課	
88	R7.12.4	R7.12.16	○(〇 千代田区〇町〇ー〇ー〇)に係る防火対象物使用(変更)届出書その1(昭和38年1月9日 神田消防署第1号 昭和38年1月18日 消防庁予防部予防課第27号)に添付された平面図	4		1			1	1				この情報は、公にすることにより、犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
89	R7.12.2	R7.12.16	○(品川区〇ー〇ー〇)に係る消防用設備等設置届出書(令和7年7月11日 荏原消防署予防課第72号)	11		1			1					この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)第7条第2号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
90	R7.12.4	R7.12.16	○(大田区〇ー〇ー〇)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成22年5月7日 矢口消防署予防課第31号)	28		1			1	1				この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、お個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)第7条第2号に該当する。 また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
91	R7.12.5	R7.12.17	○(渋谷区〇ー〇ー〇)に係る防火対象物使用開始届出書(平成29年12月1日 渋谷消防署予防課第1442号)及び防火対象物工事等計画届出書(平成29年12月1日 渋谷消防署予防課第1110号)	53		1			1	1				この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)第7条第4号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
92	R7.12.9	R7.12.18	○(板橋区〇ー〇ー〇)に係る消防用設備等工事届出書(平成4年6月5日 志村消防署予防課第4077号)	51		1									東京消防庁予防部予防課
93	R7.12.8	R7.12.18	○(杉並区〇ー〇ー〇)に係る以下の公文書 (1) 消防用設備等設置届出書(平成5年4月30日 萩窓消防署予防課第186号) (2) 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(令和3年7月21日 萩窓消防署予防課第30号) (3) 消防用設備等設置届出書(平成5年4月30日 萩窓消防署予防課第187号) (4) 消防用設備等設置届出書(平成5年4月30日 萩窓消防署予防課第188号) (5) 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(令和3年7月21日 萩窓消防署予防課第31号) ○(東京都杉並区〇丁目〇番〇号〇)に係る以下の公文書 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和6年12月9日6荻予(報)第1530号)	30		1									東京消防庁予防部予防課
94	R7.12.10	R7.12.18	江東区〇丁目〇番〇号(土地登記簿の地番〇ー〇上)の防火対象物に係る消防関係法令により届出及び作成した文書							1				当該公文書は実施機関において届出されておらず、文書も作成していないため、存在しない。	東京消防庁予防部予防課

103	R7.11.7	R7.12.23	○○のご報告について		5	1		1	1	1	1		この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当する。 この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)第7条第4号に該当する。 この情報は、火災予防業務に関する情報であるとともに、他に知られることはない状況の下に任意の提供によって収集する業務の性質上、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 この情報は、火災予防業務に関する情報であるとともに、実施機関の求めに応じて任意に提供された情報であって、第三者における通例として公にしないこととされているもので、当該情報が公にされないことに對する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうおそれがあるため、条例第7条第7号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
104	R7.12.10	R7.12.25	○(豊島区〇ー〇ー〇)に係る防火対象物使用(変更)届出書その1(昭和57年3月12日第2045号)に添付されている平面図		8	1		1	1				この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
105	R7.12.10	R7.12.26	○(港区〇ー〇ー〇)に係る防火対象物使用開始届出書(令和3年6月14日 芝消防署予防課第410号)		8	1	1	1	1				公文書は実施機関に届出されていないため、存在しない。	東京消防庁 予防部予防課
106	R7.12.10	R7.12.26	○○に関する相談対応時系列		1	1		1					公文書に記載されている相談者名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)第7条第2号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
107	R7.12.9	R7.12.26	1 ○(千代田区〇番町〇ー〇)に係る消防用設備等設置届出書(平成5年5月19日 麻町消防署予防課第401号)に添付されている系統図及び平面図 2 ○(千代田区〇番町〇ー〇)に係る以下の公文書 ① 防火対象物使用(変更)届出書(平成5年5月17日 麻町消防署予防課第85号)に添付されている平面図、立面図及び断面図 ② 消防用設備等設置届出書(平成5年5月26日 麻町消防署予防課第421号)自動火災報知設備に添付されている系統図及び平面図 ③ 消防用設備等設置届出書(平成5年5月18日 麻町消防署予防課第407号)に添付されている系統図及び平面図		83	1	1		1	1			この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)以下「条例」という。第7条第2号に該当する。 また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課